

謝金に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、NPO 法人農楽マッチ勉強会（以下「農楽マッチ勉強会」という）が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金対象者)

第2条 援農隊マッチング支援事業のうち調査・技術指導を行う者に、この規程による謝金対象者とする。

(謝金の対象となる調査・技術指導)

第3条 謝金の対象となる調査・報告は、理事会及び理事長が援農隊マッチング支援事業の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可した調査・技術指導とする。

(原稿執筆謝金)

第4条 地域の調査の運営及び活動に必要な原稿を執筆した者には、対価として謝金を支払うことができる。

(講師謝金)

第5条 技術指導の運営及び活動に必要な講座等の講師をした者には、対価として謝金を支払うことができる。

(調査謝金の単価)

第6条 理事長又は事務局長は、依頼内容及び依頼先の知名度を考慮し、謝金の標準支払い基準[別表1]の分野別職位等を参考として①から⑪の標準単価の中から適時単価を選択することができる。

2 調査謝金は、調査1時間を単位として支給し、調査時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間に切り上げて処理する。但し、1日の調査時間は4時間を上限とする。

(原稿執筆謝金の単価)

第7条 原稿執筆謝金の単価は、原稿の文字数を400字詰に換算して、400字詰当たり1,500円とする。なお、400字未満は400字に切り上げて処理するものとする。また、翻訳等の外国語を要する原稿に関しては、上記の謝金の単価を1.5倍として計算した額とする。

2 理事長又は事務局長は、必要に応じて、前項の原稿執筆謝金の単価を減額することができる。

3 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の原稿執筆謝金の単価を増額することができる。

(講師謝金の単価)

第8条 理事長又は事務局長は、依頼内容及び依頼先の知名度を考慮し、謝金の標準支払い基準[別表1]の分野別職位等を参考として①から⑪の標準単価の中から適時単価を選択

することができる。

- 2 講師謝金は、講義時間30分を単位として支給し、講義時間に30分未満の端数を生じたときは、30分に切り上げて処理する。半日は4時間を上限とし、1日は8時間を上限とする。

(交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第9条 第2条に定める謝金対象者には、第6条、第7条及び第8条に定める謝金の単価に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。

- 2 理事長又は事務局長は、必要に応じて、前項の交通費及び宿泊費等の実費相当額を減額ができると共に、千円未満の端数を切り上げて支給することができる。

(改正)

第10条 この規程の改正は理事会にて行う。

(雑則)

第11条 この規定に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

附 則

この規程は、2014年8月4日から施行する。

謝金の標準支払い基準

[別表1]

単位円

標準単価		分野別職位等			
区分	時間単価	大学の職位	大学の職位 にある者の平 均勤続年数	民間	地方公共 団体等
①	11,600	大学学長級	17年以上	会長・社 長・役員級	知事・市 町村長
②	10,000	大学副学長級			
③	9,000	大学学部長級			
④	8,100	大学教授級 1	12年以上	工場長級	部長級
⑤	7,100	大学教授級 2		部長級	-
⑥	6,200	大学准教授級		課長級	課長級
⑦	5,300	大学講師級	12年未満	課長代理 級	室長級
⑧	4,700	大学助教・助手 級		係長・主任 級	課長補佐 級
⑨	3,700	大学助手級以下 1		係員 1	課員 1
⑩	2,700	大学助手級以下 2		係員 2	課員 2
⑪	1,700	大学助手級以下 3		係員 3	課員 3